

「(仮称) 環境広場さっぽろ 2026・2027」の企画運営に関する 協力事業者の選定に係る企画競争提案説明書

1 目的

本書は、「(仮称) 環境広場さっぽろ 2026・2027」の企画運営の協力事業者について、審査により選定するためには必要となる事項について定めるものである。

2 「(仮称) 環境広場さっぽろ 2026・2027」について

(1) イベント概要

「環境広場さっぽろ」は、平成 10 年度から環境保全活動の拡充を目的としてアクセスサッポロにて毎年開催しており、平成 30・31 年度はこれを子どもたちへの環境教育を主たる目的とする「みらいを想う総合環境イベント」としてリニューアルし、会場を大和ハウス プレミストドーム（札幌ドーム）に移して開催したところ。

令和 2、3 年度は、新型コロナ感染症拡大により、参加者の安全・安心を確保するとともに、引き続き子どもたちへの環境教育の場を提供するために、オンラインによる大和ハウス プレミストドームをモデルとした 3D 仮想空間会場で開催した。

令和 4 年度は、3 年ぶりに大和ハウス プレミストドームを会場に開催し、令和 5 年度は、4 月 15 日（土）、16 日（日）に G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合（以下「G7 札幌会合」という。）の開催が決定し、この記念行事として、同日大和ハウス プレミストドームを会場に G7 札幌会合実行委員会主催による「環境広場ほっかいどう 2023」が開催され、これが「環境広場さっぽろ」を兼ねることとした。

令和 6、7 年度についても、大和ハウス プレミストドームを会場に開催したところであるが、令和 8、9 年度も同会場で環境広場さっぽろを開催する予定である。

開催に当たっては、持続可能な社会の形成に必要な気候変動対策をはじめとする行動の実践に向けて、様々な展示や体験プログラムを通じ、特に未来を担う子どもたちの持続可能性への理解や環境意識の醸成、具体的な行動の喚起を主目的として実施する。

(2) 開催目標

来場者 2.6 万人以上（環境広場さっぽろ 2019 来場者以上）

(3) 開催日時（予定）

ア (仮称) 環境広場さっぽろ 2026

令和 8 年 8 月 1 日（土）、2 日（日）の 2 日間（各日 10：00～16：00）

イ (仮称) 環境広場さっぽろ 2027

令和 9 年の令和 8 年と同時期

- (4) 開催場所
大和ハウス プレミストドーム（札幌市豊平区羊ヶ丘1）
- (5) 運営体制
協力事業者は、本市と「(仮称) 環境広場さっぽろ 2026・2027」の企画運営に関する協定を締結し、協定内容に基づき運営を行う。
- (6) 協定内容
別紙の「(仮称) 環境広場さっぽろ 2026・2027」の企画運営に関する協定書（原案）」を参照
- (7) 協定期間
協定締結日から2028年3月31日まで。
- (8) 留意事項
 - ・感染症拡大や天災等のやむを得ない事情がある場合には、「(仮称) 環境広場さっぽろ」（2026と2027のそれぞれを指す。以下同じ。）の開催及び内容について、変更または中止がある。
 - ・札幌市の歳出予算において「環境広場さっぽろ」に関連する予算の減額または削除があった場合、札幌市は、協定の有効期間内であっても、協力事業者と協議の上、協定を変更または撤回することができる。

3 参加資格

以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 提案書類の提出期限日までに、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、取扱業種が大分類「一般サービス業」、中分類「広告業」に登録されている者であること。
- (5) 札幌市内に本社または支社等を有していること。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独で同時に参加していないこと。

4 企画提案を求める事項

企画提案に当たっては、以下の点に留意し、各年について提案すること。特に2027の提案に当たっては、2か年継続した展開となることで、早期から出展勧奨を行うことが可能となることから、2年目における出展者の増や内容の拡充のための方法を示すとともにそれを踏まえた内容を提案すること。

- (1) 企画内容

- ・本イベントは、特に未来を担う子どもたちの持続可能性への理解や環境意識の醸成、具体的な行動の喚起を主目的として開催するため、子どもを中心として家族で楽しめるコンテンツを必ず含むこと。
- ・企業・団体の出展エリアを設け、想定される出展企業・団体名も提案すること。
- ・また、多様な視点から環境問題や SDGs についてアプローチができ、新たな気づきを与えるようなコンテンツを提案することとし、各コンテンツのターゲット（年齢層など）を明確にすること。
- ・開催目標達成のため、環境問題に普段興味を持たない層の来場を促すことのできるコンテンツを提案すること。ただし、環境問題や SDGs から逸脱しない範囲とすること。
- ・各コンテンツは、来場者の興味を引く魅力的な内容とすること。

(2) 会場レイアウト等

会場内での各ブースの配置及び規模がわかるように提案すること。その際、来場者の安全を確保し、回遊性や視認性等の高いレイアウトとすること。

原則として、使用できる会場は、大和ハウス プレミストドームクローズドアリーナ及びオープンアリーナとするが、企画の内容上、その他のスペースを使用する場合には、そのスペースを使用する理由を明記すること。

(3) 広報計画

- ・多くの市民等に来場してもらうため、「(仮称) 環境広場さっぽろ」開催前約2か月間の広報計画（準備等を含む）について提案すること。
- ・また、その広報による期待効果についても明記すること。例えば、「広報誌●●への掲載（読者数●●人）」など。

(4) スケジュール

- ・「(仮称) 環境広場さっぽろ」開催日までのスケジュールについて提案すること。

(5) 収支計画

- ・「(仮称) 環境広場さっぽろ」の開催に係る収支計画を提案すること。
- ・「(仮称) 環境広場さっぽろ」の実施については、出展企業・団体からの出展料、協賛金その他の経費を協力事業者が徴収し、その収入額の範囲内で、「(仮称) 環境広場さっぽろ」の運営に伴う支出を行うこと。なお、会場借上費については支出に見込まなくてよいが、余剰額が見込まれる場合には会場借上費に充てること。
- ・支出額について、「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針（令和6年3月）」の「2. 委託業務の経費区分及び算出方法」及び「3. 委託業務の完了及び委託費の額の確定」に準拠して算出すること。同方針に示されている一般管理費率については、15%を上限とする。
- ・札幌市から協力事業者への費用の支出は行わない。

5 参加に係る書類について

提案説明書、提出書類等について、令和8年2月9日（月）から、札幌市ウェブサイトにて公開する。

6 提出書類

(1) 企画競争参加申請書（様式1）

(2) 会社概要（様式2）

(3) 企画提案書（様式3又は任意）

ア 企画内容

イ 会場レイアウト

ウ 広報計画

エ スケジュール

オ 収支計画

・企画提案書で提案された項目を全て積算したうえで作成すること。

・余剰額が見込まれる場合には、その額も記載すること。

カ 業務実施体制（役割分担等）

ク 過去の類似業務実績

・業務責任者の主な実績

・会社の主な実績

7 企画提案書作成に当たっての留意事項

- (1) 用紙サイズはA4判を基本とすること。一部A3判の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- (2) 企画提案書には表紙を添付し、表題として「(仮称)環境広場さっぽろ2026・2027の企画運営に関する提案書」と記載すること。
- (3) 企画提案書は、正本1部、副本9部を作成し、正本は表紙に社名を記載するが、副本には記載しないこと。副本は、ダブルクリップ等で留め、ホチキス留めはしないこと。
- (4) 正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」又は「●●社」、氏名については「●●」、複数名を記載する場合はアルファベットなどによって特定できない表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。

また、所在地についても正本を除き、「北海道札幌市」など、市町村までの記載とし、会社を特定できないように留意すること。

(5) 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。

(6) 体裁は以下のとおりとする。

ア 言語は日本語、通貨単位は円とすること。

イ ワープロソフト等を使用して記載する場合は、文字サイズは12pt以上に設定すること。また、手書きで記載する場合は、1行あたり39文

字を限度に記入すること。
ウ 上下左右に 20 mm 以上の余白を設定すること。

8 提出方法等

(1) 提出部数

ア 企画競争参加申請書（様式 1）及び会社概要（様式 2）：各 1 部
イ 企画提案書：10 部（正本 1 部、副本 9 部）

(2) 提出期限

ア 企画競争参加申請書（様式 1）及び会社概要（様式 2）：令和 8 年 2 月 17 日（火）12 時必着（郵送または持参）
・提出がない者からの企画提案は受け付けない。
・参加資格の審査を行い、令和 8 年 2 月 20 日（金）までに結果を通知する。
・企画競争参加申請書提出後に参加を取りやめる場合には、事前に連絡すること。

イ 企画提案書：令和 8 年 3 月 3 日（火）12 時必着（郵送または持参）

(3) 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 12 階
札幌市環境局環境都市推進部環境政策課 担当：溝口、富士本
電話：011-211-2877 FAX：011-218-5108

9 質問の受付及び回答

本業務の企画提案に関する質問は、「質問書」（様式 4）を提出するものとする。

(1) 質問受付

ア 受付期間
告示日～令和 8 年 2 月 24 日（火）12 時

イ 提出方法

E メールで受け付ける。E メールの件名は「（仮称）環境広場さっぽろ 2026・2027 の企画運営に関する提案に関する質問」とすること。

ウ 提出先

上記 8(3)の提出先に同じ。

E メールアドレス：kan.suishin@city.sapporo.jp

(2) 回答

回答は電子メールによって隨時行うとともに、公開する必要があると認める場合は、質問の要旨と併せてホームページで公開する。

なお、提出期限までに到着しなかった質問には回答しない。

10 企画提案の審査

企画提案は、「（仮称）環境広場さっぽろ 2026・2027 の企画運営に関する協力事業者の選定に係る企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」とい

う。)において、以下のとおり審査し、最も優れた企画提案者を選定する。

審査に当たっては、実施委員会の各委員が別紙「評価基準」に基づき、50点満点で採点し、各員の評価点の平均が30点を超える場合、かつ、最も優れた企画提案者を本件業務の協力候補者として決定する。

なお、企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評価点の平均が30点を超える場合には、協力候補者として決定する。

(1) 一次（書類）審査

ア 日時

令和8年3月9日（月）（予定）

イ 一次審査の結果

一次審査の通過者数は、上位3者程度とする。また、確定後は速やかに対象者全員に文書により通知するが、審査の過程は公表しない。

(2) 二次（ヒアリング）審査

ア 日時

令和8年3月11日（水）（予定）

イ 会場

札幌市役所または札幌市役所隣会議室（予定）

ウ 発表方法

出席者は3名までとする。発表は、企画提案書を用いた説明とし、プロジェクトスクリーン等の使用は認めない。

エ 発表時間

1者につき約30分（説明20分、質疑10分）を予定し、順次個別に行う。ただし、二次審査の対象者数等により、1者あたりのヒアリング時間を変更する可能性がある。

(3) 選定結果の通知、結果に対する質問

選定結果は、二次審査後、すみやかにヒアリングに参加した企画提案者へ通知する。なお、二次審査の結果に関する質問は8(3)宛て、個別に連絡すること。

11 協定の締結について

協定の締結に当たっては、上位の者から順に協議を行い、協議が整った場合には協定を締結することとする。

なお、協議が不調に終わった場合や下記14(5)の事項に該当する場合には、次に上位の者と協議を行うこととする。

12 報告書の閲覧について

環境広場さっぽろ2025の開催報告書については、札幌市ウェブサイトで閲覧が可能である（<https://www.city.sapporo.jp/kankyo/hiroba/2025/hiroba2025.html>）。

その他、環境広場収支報告については、告示日から令和8年2月24日

（火）12時まで上記8(3)で閲覧が可能である。ただし、閲覧を希望する場合には、事前に日時等の連絡をすること。

13 企画競争実施に係るスケジュール

本市企画競争実施に係るスケジュールは、以下のとおり予定している。

- ・企画競争参加申請書及び会社概要の提出期限
：令和8年2月17日（火）12時まで
- ・質問受付、報告書等閲覧：告示日～令和8年2月24日（火）12時
- ・企画提案書の提出期限：令和8年3月3日（火）12時
- ・一次審査（書類審査）：令和8年3月9日（月）（予定）
- ・二次審査（ヒアリング）：令和8年3月11日（水）（予定）
- ・協定締結：協力候補者との合議後、すみやかに行う。

14 その他の留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者が自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

(3) 本企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 協力事業者は、企画提案書の内容をもとに市と協議を行い、「（仮称）環境広場さっぽろ」の企画運営を行うこととする。

(5) 失格要件

参加資格を有することについて確認を受けた者が、以下のいずれかに該当する場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、または協力候補者としての選定を取り消すものとする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないことと

なったとき。

- イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。
- エ その他、実施委員会が不適切と判断したとき。